

位置情報ゲーム等を活用したデジタルマーケティング業務 仕様書

1 業務名

位置情報ゲーム等を活用したデジタルマーケティング業務

2 目的

フィールドパビリオンや温泉地等の県内観光地へのより効果的な誘客や大阪・関西万博に向けて観光客の県内での周遊を促進する施策展開を図るため、位置情報ゲーム等を活用し、デジタルスタンプラリーの実施及び収集した人流データを活用した観光客の属性・行動分析を実施する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

※議会での予算繰越が承認された場合に限り、委託期間を令和7年3月31日まで変更予定

4 事業費

9,990,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) デジタルスタンプラリー

フィールドパビリオンや温泉地等の名所を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、観光客の県内での周遊を促進するとともに、人流データを収集する。

ア 概要

(ア) ひょうごフィールドパビリオンスタンプラリー

ひょうごフィールドパビリオンプレミアムプログラムを中心としたコース [5スポット×5コース]

(イ) ひょうご名湯スタンプラリー

有馬温泉、城崎温泉、洲本温泉を中心としたコース [10スポット×3コース]

※最終的なコース・スポットについては、県と協議の上で決定

イ 実施方法

位置情報ゲーム等を活用したデジタルスタンプラリー

ウ 期間

(ア) 令和6年4月から6ヶ月程度

(イ) 令和6年7月から7ヶ月程度

エ 内容

(ア) デジタルスタンプラリー運営事務局の設置及び運営

- a 事業実施に向けた、県・ラリースポット関係者との調整
- b 特設サイト制作費・ロゴ等各種デザイン費
- c プレゼント発送に関する個人情報取得・管理費
- d 問い合わせ窓口の設置及び運営

(イ) 周知・広報活動

- a SNS等による情報発信
- b イベントPR資材（チラシ等）の作成 等

(2) 人流データの分析

デジタルスタンプラリーで収集した人流データについて、観光客の属性（性別、年代等）や行動分析を行い、提案書としてまとめる。

ア 内容

- (ア) 収集した人流データと BI ツール等を用いたデータ分析
 - a ユーザー個々の移動情報（個人情報除く）から、一定時間ごとの観光客の流入・移動経路の分析・可視化
 - b 本事業のデジタルスタンプラリーに関する SNS 等を活用した分析
- (イ) 分析結果に基づいた観光施策・立案に関する提案

6 実績報告書・成果物の提出

本業務に関わる実績報告書(実施内容、成果、収集・集計データ等一式)を契約期間満了日までに納品すること。

※契約期間満了日までに県が受託者にデータ提供を求める場合は対処すること。

7 著作権等について

- (1) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
- (2) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権については県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用、または加工及び二次利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し県に提出すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (5) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に県の承諾を得ること。
- (6) 本事業により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。